

宝達志水町飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術に要する費用の一部を補助することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域における生活環境への被害の低減を図るとともに、猫の適正な飼養を推進し、もって動物の愛護及び管理に関する町民の意識の高揚を図り、人間と動物が共存できる調和した環境づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 人が所有し、又は占有していない猫で、本町を主な生息地とするものをいう。
- (2) 獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）の規定により免許を受けた医師であって、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設に属する医師をいう。
- (3) 不妊及び去勢手術 獣医師が行う生殖を不能にする手術のうち、雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術（以下「不妊手術」という。）並びに雄猫の精巣を摘出する手術（以下「去勢手術」という。）をいう。
- (4) 識別処置 不妊及び去勢手術を実施するときにおいて、片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、飼い主のいない猫に対して施す不妊及び去勢手術並びに識別処置（以下「手術等」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者のうち、自ら飼い主のいない猫に対して手術等を受けさせ、かつ、手術等の費用を負担する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記載され、かつ、町内に居住している者
- (2) 町内の区
- (3) 町内に活動の拠点を有する団体

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 補助対象猫が存する地域住民に対し、手術の実施及び管理等活動方針について説明を行うとともに、その活動に対して地域住民の理解を得ていること。
- (3) 手術等の後、餌及びトイレの管理を適正に行うことができること。

(補助対象猫)

第5条 補助の対象となる猫（以下「補助対象猫」という。）は、次の各号のいずれにも該当する猫とする。

- (1) 飼い主のいない猫であること。
- (2) 手術等をする獣医師が、手術等をするのが適当と認めた猫であること。

(手術等実施施設)

第6条 手術等を施す施設は、獣医師法第22条に基づく届出をした県内の診療施設（獣医療法第2条第2項に規定する診療施設をいう。）とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 不妊及び去勢手術に要した費用
- (2) 識別処置に要した費用

(補助額)

第8条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、町長は、予算の範囲内でこれを交付する。ただし、補助対象経費が補助額を下回るときは、当該経費を補助額とする。

- (1) 不妊手術及び識別処置 1匹につき7,000円
- (2) 去勢手術及び識別処置 1匹につき4,000円

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、手術等を施した獣医師の証明を受け、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 領収書（手術等以外の費用を含む場合は、明細書も添付）
- (3) 補助対象猫が主に生息する地域の地図の写し

(4) 手術等後の補助対象猫の写真で、識別処置が確認できるもの

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、手術等を受けた日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(補助の決定)

第10条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、手術等の費用の補助をすることに決定したときは、宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(支払方法)

第11条 補助金は、申請者が宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金請求書(様式第4号)により申し出た金融機関の預貯金口座への口座振替の方法により支払うものとする。

(補助の決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助の決定を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助の決定を取り消したときは、文書により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

宝達志水町長 様

住所（代表者住所） 宝達志水町

氏名

〔	団体名	〕	_____
	代表者氏名		

電話番号 _____

宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金交付申請書

宝達志水町飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円（不妊手術 _____ 件、去勢手術 _____ 件）

2 手術済み補助対象猫一覧

番号	生息地	性別	毛色・特徴	不妊及び去勢手術実施日
1		メス・オス		・ ・
2		メス・オス		・ ・
3		メス・オス		・ ・
4		メス・オス		・ ・
5		メス・オス		・ ・

獣医師の証明欄

上記の猫の不妊手術又は去勢手術を施したことを証明する。

年 月 日

獣医師 住 所 _____

氏 名 _____ 

<添付書類>

- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 領収書（手術等以外の費用を含む場合は、明細書も添付）
- ・ 補助対象猫が主に生息する地域の地図の写し
- ・ 手術等後の補助対象猫の写真で、識別処置が確認できるもの
- ・ その他町長が必要と認める書類

誓約書

私は、宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 本申請に係る猫は、宝達志水町内で保護した飼い主のいない猫であり、自らがその手術等費用を負担します。
- 2 本申請に係る猫が飼い猫であると判明した場合、手術等に関して生じた責任問題等については、自らの責任を持って飼い主等との間で解決します。
- 3 本申請に係る猫が存する地域住民に対し、手術の実施及び管理等活動方針について説明を行うとともに、その活動に対して地域住民の理解を得ています。
- 4 本申請に係る猫は、識別処置（片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置）を行います。
- 5 本申請に係る猫は、第三者に譲渡することなく保護した場所に戻します。
- 6 手術等の後、本申請に係る猫について餌及びトイレの管理を適正に行います。
- 7 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還します。

年 月 日

住所（代表者住所） 宝達志水町
氏名〔団体名
代表者氏名〕 _____
電話番号 _____

宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金交付決定
及び額の確定通知書

年 月 日

様

宝達志水町長



年 月 日付で申請のあった宝達志水町飼い主のいない猫の手術等
費用補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金の交付条件等

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めます。
- (2) 申請内容に関し、随時調査を実施し、又は必要事項の報告を求めることがあります。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

宝達志水町長 様

住所（代表者住所） 宝達志水町

氏名 団体名
代表者氏名 _____

電話番号

宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金請求書

年 月 日付で交付決定及び額の確定通知のあった宝達志水町飼い主のいない猫の手術等費用補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合		本店・支店 支所・出張所			
預金の種別	1 普通 2 当座	口座番号 (左詰で記入)				
フリガナ						
口座名義						

<添付書類>

口座振込先の確認できるもの（通帳・キャッシュカードの写し等）